

熊本大学生命資源研究・支援センター

動物資源開発研究施設（新館）使用に関する申し合わせ

熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設新館（以下「新館」という。）で飼育される動物は SPF マウスのみ限定される。マウス飼育区域の使用に際しては、これまでに既に制定されている。熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）に関わる規則を遵守する事は無論であるが、特に新館に限って遵守すべき事項については以下に定める。

1. 人について

- 1) SPF マウス以外の動物に触れた人（各講座内で飼育している動物に触れた人あるいは家庭で飼育している齧歯類に触れた人も含む）はクリーン区域に立ち入る事はできない（SPF マウスの定義は「2 マウスについて」、クリーン区域は「5. 人、動物等の動線について」で述べる）。
- 2) 原則として、利用者は、同一階のみの立ち入りとし、それ以外の階の飼育区域に立ち入る事はできない。但し、複数階で飼育しているケースで、どうしても階をまたいで異なる飼育室へ入室する場合は、再度、無塵衣を着替えてから行う。また極力、動線の上流階（8→9→10→7）から入室する。
- 3) SPF マウス以外の動物に触れた人でも、接触後 1 4 日以上を経過していれば立ち入る事ができる。
- 4) 許可された人以外の立ち入りは禁止する（あらかじめ、施設の本館（以下「本館」という。）1 階の事務室で指紋登録を行う。）
- 5) 飼育区域へは正面玄関あるいは西側入口（正面玄関裏側の入口）から西側エレベーターを経由して 6 階から入る。
- 6) 見学者の立ち入りは禁止する。

2. マウスについて

- 1) SPF マウスとは以下に示す病原微生物が陰性である事が証明されて 3 ヶ月以内の動物をいう。ただし、※印を付した病原微生物については 4 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内の検査成績で陰性が証明されたものでも構わない。
Mycoplasma pulmonis, Corynebacterium kutscheri, Salmonella spp.,
Pasteurella pneumotropica, Citrobacter rodentium, Helicobacter hepaticus
* Cilia-associated respiratory bacillus, Clostridium piliforme, Mouse hepatitis virus, Sendai virus, Ectromelia virus, Mouse adenovirus, *
Lymphocytic choriomeningitis virus, * Pneumonia virus of mice, Syphacia spp.,
Aspicularis tetraptera, Giardia muris, Spironucleus muris,
Tritrichomonas muris, ectoparasite
- 2) 新館に持ち込む事のできる動物は指定された生産業者の SPF マウス（原則として、近交系やクローズドコロニーなどの一般のマウス）のみとする。
- 3) 指定された生産業者以外の機関から持ち込むマウスは、あらかじめ生殖工学的手法（体外受精—胚移植、体外受精—凍結保存—胚移植）でクリーニングしたのちに作出さ

れた SPF マウス（交尾した雌の卵管・子宮から採取した胚を移植して、生まれたマウスも含）のみ、マウス飼育室に搬入できる。また、外部から導入された凍結胚については、融解後、胚移植することにより搬入する（凍結精子の場合は、それら精子を用いて体外受精を行い得られた胚を移植）。

なお、これらの作業は、資源開発分野が担当し、熊本大学生命資源研究・支援センターの有償マウスバンク利用規程に基づいて行う。

<http://card.medic.kumamoto-u.ac.jp/card/japanese/gyoumu/orderexsecret.html>

- 4) 本館で飼育中の SPF マウスをそのまま新館へ持ち込む事は禁止する。ただし、前項の方法に従って作出して SPF が証明されれば新館への持ち込みは可能である。
- 5) その他、SPF の詳細については、病態遺伝分野の判断に従う。

3. マウスの飼育について

- 1) 通常の飼育管理（給餌、給水、ケージ交換等）は新館職員が行う。ただし、実験の都合上、実験者が自ら飼育管理する必要があると判断された場合はこの限りではない。
- 2) 飼育管理を行う際には消毒操作に留意し、特に手指の消毒についてはラック毎に行う。
- 3) マウスを飼育管理する人は飼育室単位に固定する。
- 4) 土曜、日曜、祝祭日及び年末・年始等の連休は適宜飼育管理を行う。
- 5) マウス飼育室に同じ日に再入室する人は、入室する際、各飼育室の前のアルコール噴霧器で衣類等の消毒を厳重に行う。
- 6) 実験者が飼育室以外の部屋（ケージ等を保管している準備室等）に立ち入る事は禁止する。

4. 物品・生物材料について

- 1) 新館に搬入する物品は、あらかじめオートクレーブ、紫外線照射、アルコール等により滅菌あるいは消毒を行う。
- 2) 新館に持ち込む E S 細胞、血清、培養細胞等の生物材料は、病原微生物が陰性と確認された場合のみ搬入する事ができる。生物材料の病原微生物の検査は施設でも行うが、ただし、検査対象微生物は、当分の間、Mouse hepatitis virus のみとする。

5. 人・動物等の動線について

- 1) 6階の更衣室以後（7階以上及び東西のエレベーター）はクリーン区域とする（6階の管理室、東西の階段、空調機械室、屋上は含まない）。
- 2) 人
 - ①あらゆる人の出入りは新館1階の正面玄関あるいは西側入口から西側エレベーターを経由して6階から入る。
 - ②6階の飼育区域直前に設けられた指紋照合装置を経て入る。
 - ③6階の動物管理事務室（606室）にて動物飼育申込等の事務手続きを行う。
 - ④6階の更衣室（637・639室）にて専用の衣類、靴下、履物、マスクに更衣する。
 - ⑤クリーン区域に入る前に、履物、手指をアルコール噴霧器により消毒を行う。
 - ⑥東側エレベーターで各階の飼育室に進む。その際、エレベーターホール前に用意している手袋を装着し、アルコール噴霧器により手袋の消毒を行う。
 - ⑦飼育室に入室する場合は、飼育室毎に備え付けられた専用の履物に履き替え、手袋、履物をアルコール噴霧器で消毒し、入室する。入室後、再度、手袋の交換を行う。

- ⑧他の飼育室に再入室する場合は、飼育室毎に⑦の手順を行う。
- ⑨各階に設置されたトイレ使用後に飼育室に再入室する場合は速やかに、再度、無塵衣の更衣を行う。

3) 動物・エサ

- ①業者の動物・飼料の搬入場所は1階の東側エレベーターホール前。
- ②新館職員が、1階東側エレベーターホールにて消毒後、飼育区域へ搬入。

4) 死体・使用済み床敷等の廃棄物及びモニターマウス

- ①実験者が発見した死体は6階の低温保存室（607室）に設置された容器に実験者毎に廃棄する。
- ②新館職員が発見した死体は6階の低温保存室（607室）にて1週間保存し、以後は新館職員側にて処分する。
- ③新館職員が発見した死体の情報については6階東側エレベーターホールに設置した掲示板に2週間掲示される。
- ④死体と使用済み床敷等の廃棄物の処理は新館職員にて行う（新館職員が東側エレベーターで1階まで運び、廃棄業者が処理する。）。
- ⑤モニターマウス等の本館への移動は、新館職員が東側エレベーターで3階渡り廊下まで運び、本館職員へ引き渡しを行う。